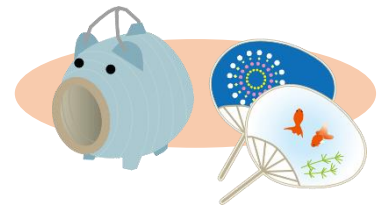


たけせ社会保険労務士事務所

Monthly report



4,564 事業所で法令違反～厚労省が運送業への監督指導結果を公表

◆平成 29 年の監督指導結果をとりまとめ

厚生労働省が、全国の労働局や労働基準監督署が、平成 29 年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検等の状況についての取りまとめ結果を公表しました。

◆運送業の事業所の約 84%で法令違反

監督指導を実施した事業場はトラックやバス、タクシーなど 5,436 事業場で、このうち 4,564 力所 (84.0%) で労働基準関係法令違反が見つかりました。また、改善基準告示(「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」)違反が認められた事業場も 3,516 力所 (64.7%) ありました。

◆長時間労働など、労働時間に関するものが多数

主な労働基準関係法令違反事項は、違法残業などの長時間労働が 3,162 力所 (58.2%) と最も多く、次いで割増賃金の支払いについてのものが 1,171 力所 (21.5%)、休日に関するものが 248 力所 (4.6%) ありました。

また、業種ごとの改善基準告示違反事項は、最大拘束時間に関するものが 2,667 力所 (49.1%) で最も多く、次いで総拘束時間に関するものが 2,390 力所 (44.0%)、休息时间に関するものが 1,850 力所 (34.0%)、連続運転時間に関するものが 1,396 力所 (25.7%)、最大運転時間に関するものが 893 力所 (16.4%) ありました。

◆悪質なものは送検へ

これらのうち、労働基準関係法令違反が悪質なものであるとして送検したものは 61 件でした。違反率が 8 割を超える状況が続いており、厚生労働省は、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していくとしています。

【厚生労働省資料】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000340284.pdf>

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果より

◆約 11,000 事業場で違法な時間外労働

厚生労働省が公表した、平成 29 年度に長時間労働が疑われた事業場に対して実施した労働基準監督署による監督指導結果によれば、対象となった 25,676 事業場のうち、11,592 事業場で違法な時間外労働を確認し、是正・改善に向けた指導を行ったそうです。この監督指導は、時間外・休日労働数が 1 カ月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や、長時間労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に実施されたものです。

☆

◆8,592 事業場で月 80 時間超の時間外・休日労働

また、この違法な時間外労働があったもののうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が 80 時間を超えるものは 8,592 事業場と、7割以上を占めています。さらに、月 100 時間超は 5,960 事業場(51.4%)、月 150 時間超は 1,355 事業場(11.7%)、月 200 時間超は 264 事業場(2.3%)となっており、大幅な長時間労働が常態となっている事業場も少なくないことがわかります。

◆健康障害防止措置が不十分な事業場も8割

健康障害防止に関する指導内容としては、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の「過重労働による健康障害防止措置」が不十分なため改善を指導したものが 20,986 事業場と、約8割を占めています。

◆監督実施事業場における労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場における、労働時間の管理方法としては、2,328 事業場で使用者が自ら現認、8,492 事業場でタイムカード、4,867 事業場でICカード、IDカード、9,494 事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していました。

◆働き方改革により一層求められる長時間労働の是正

6月に成立した働き方改革関連法においては、長時間労働の是正が大きなテーマとなっており、今後も行政の監督指導はより一層強化されることが予想されます。企業としては、これまで以上に、長時間労働是正や労働時間管理の問題に注力していくことが求められるところです。

9月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納

付[郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

10月1日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

セミナー開催 (AIM 6F・COMPASS 小倉)

10月10日配布予定の商工会議所の会報に、当事務所主催のセミナーチラシを同封する予定です。(添付)

顧問先様及び、顧問先様からのご紹介企業様は無料でご参加いただけますので、ぜひご参加下さい。

紹介先のみでの参加可能です。その際には、メールでもご連絡をお願い致します。

【社労士コラム】

今年の夏は今までに無い猛暑でしたが、皆さまの会社ではトラブルは発生しませんでしたか？ある企業では、作業現場にスポーツドリンクの支給、スポットクーラーの増設、午前・午後の途中休憩の実施等、色々ご苦勞があったようです。気候が大きく変わっています。福利厚生の一環で見直すことも必要かもしれませんね。(武瀬)

☆